

平成 29 年度個人情報保護委員会調達改善計画

平成 29 年 3 月 31 日

個人情報保護委員会

本計画について、「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成 27 年 1 月 26 日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり策定する。

第 1 重点的に調達改善に取り組む分野、調達改善の取組内容、調達改善の目標

ア. 調達の現状分析

個人情報保護委員会は、28 年 1 月 1 日の設置であり、実質的に 1 箇年度が経過しておらず、過年度の調達を踏まえた現状分析が難しいことから、30 年度における調達改善計画において現状分析を行うこととする。

また、28 年度においては 29 年 1 月末日までに入札による契約案件のうち一者応札による契約案件が 9 件あり、29 年度に一者応札の原因分析を行うことにより次回調達に向けた改善を図ることを重点的な取組とする。

なお、競争性のない随意契約について 29 年 1 月末日までに 4 件あり、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。

平成 28 年度個人情報保護委員会における契約状況（29 年 1 月末日まで契約分）

（単位：件、%、百万円）

類別	契約方式	契約件数		契約金額		一者応札 (C)	契約金額		
		(A)	割合 (A/E)	(B)	割合 (B/E)		(D)	割合 (D/B)	
賃貸借・ 物品購入	競争入札	3	10.7%	5.7	0.4%	2	66.7%	3.6	63.2%
	競争性のない 随意契約	2	7.1%	143.2	10.2%				
調査等役務	競争入札	8	28.6%	82.8	5.9%	2	25.0%	15.1	18.2%
	公募による 随意契約	4	14.3%	単価契約 のみ					
	競争性のない 随意契約	2	7.1%	19.7	1.4%				
システム 運用等	競争入札	9	32.1%	1,154.1	82.1%	5	55.6%	575.8	49.9%
合計 (E)		28	100%	1405.5	100.0%	9		594.5	

イ. 重点的な取組

別紙 1 参照

ウ. 共通的な取組

別紙 1 参照

エ. その他の取組

別紙 2 参照

第 2 自己評価の実施方法

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に実施し、実施した取組内容及びその効果、進捗度、実施において明らかになった課題等を自己評価結果に盛り込み、その後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

第 3 調達改善の推進体制等

ア. 推進体制の構成

「個人情報保護委員会調達改善推進チーム」を設置し、調達改善を推進するための体制を次のようにする。

総括責任者	事務局次長
副統括責任者	総務課長
メンバー	総務課企画官（総務担当）
	総務課課長補佐（総括担当）
	総務課課長補佐（会計担当）
事務局	総務課会計担当

推進チームによる会合は必要に応じて開催するものとし、事務局は、半期ごとに進捗状況を推進チームへ報告する。

また、取組の推進に当たっては、個人情報保護委員会入札等監視委員会各委員の意見を活用する。

イ. 調達の流れ

別紙 3 参照

以上

重点的な取組、共通的な取組

平成29年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		一者応札の改善	<ul style="list-style-type: none"> 入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者からの意見聴取。 聴取した意見を基に原因を分析し次回以降の調達に活用。 財・サービスの特性により供給者が特定一者であるものについては、競争入札の有効性等を慎重に検討し、場合によっては、随意契約として条件、価格等に関する交渉を実施。 	28年度において、一者入札が複数あり原因分析による改善の余地が大きいと考えられたため。	A	H29	全ての一者応札について原因分析を行い、各調達ごとに、その内容等の見直し、事後の検証を行うとともに、その結果を踏まえた改善や調達手法の見直しを図る。	30年3月まで
○		随意契約の事前審査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 競争性のない随意契約については、原則として、個人情報保護委員会に設置している随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。 	28年度において、競争性のない随意契約が複数あり、競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理した調達案件についても、改めてその妥当性を精査し、適正化を図るべき案件がないか十分に確認する必要があるため。	A	H29	全ての競争性のない随意契約について、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。	30年3月まで
○		一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札であった案件については、開札後・契約前に、各担当企画官等がセルフチェックリスト(新たに作成)に基づいて入札手続の妥当性及び落札率の正当性を確認。 個人情報保護委員会入札等監視委員会による重点的な審査を行う。 		A	H29	全ての一者応札について事後審査を行い、調達種別ごとにセルフチェックリストをデータベース化し、次回調達時に結果を活用する。	30年3月まで
○		地方支分部局等における取組の推進	個人情報保護委員会は単独組織であるため該当なし。					
○		電力調達、ガス調達の改善	個人情報保護委員会は民間ビルに入居しており、ビル管理会社が電力調達等を実施しているため該当なし。					

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
調達事務に係る研修の実施等 ・年度内に1回程度、委員会の各班調達事務担当者向けに調達研修を実施する。 ・調達事務に係るマニュアルを作成し、業務の標準化を図る。	新規
契約の事後検証の実施 ・個人情報保護委員会が行う全ての契約について、少なくとも年度内に1回、第三者の立場から監視を行うために設置している入札等監視委員会において、調達方法、調達手続の過程、契約の内容等について外部有識者による検証を実施する。 ・契約における外部有識者からの意見を聴取し、次回以降の調達に反映させる。	新規
汎用的な物品・役務における共同調達等 ・汎用的な物品・役務における共同調達については、既にその大部分で実施しているところ、前年度までに実施した品目を継続して実施するとともに、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。	継続

「調達の流れ」イメージ（一般競争契約）

